

# 申告書の記載例

申告する所得と所得控除は、**令和3年1月1日から12月31日までの1年分**です。

氏名、電話番号などを正しく記入してください。

記入は黒ボールペンでお願いします。

**<給与収入のあった方>**  
源泉徴収票などに基いて記入してください。

**<公的年金の収入のあった方>**  
「厚生労働省年金局」以外の公的年金については、2行目・3行目に記入してください。  
**遺族年金・障害年金は非課税のため、この欄に記入しないでください。**

配偶者に所得がある場合、合計所得金額を記入してください。  
※年金収入・給与収入そのままの金額ではありません。

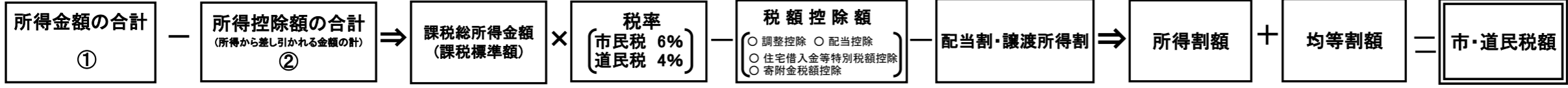
同一生計配偶者は、配偶者の合計所得金額が48万円以内、申告者本人の合計所得が1,000万円超の方のみ選択してください。(配偶者控除は適用されません)

障害者控除を受けるためには、障害者手帳または障害者控除対象者認定書が必要となります。  
(郵送の場合は、写しを添付してください)

昨年中に収入のなかった方(非課税の収入のみの方も含む)は、「8. 収入のなかった方の記入欄」の該当項目に記入してください。

別居の扶養親族については、「別居」にチェックを付け、「4. 別居の扶養親族等に関する事項」に、氏名と住所を記入してください。

## 税額計算の流れ



帯広市長様 令和 年 月 日提出  
令和4年度市民税・道民税・国民健康保険料 申告書

マイナンバーの記入にご協力ください。

個人番号 (マイナンバー) 1234567899999

お問い合わせ番号

現住所 帯広市西5条南7丁目1番地

1月1日現在の住所 ※現住所と異なる場合に記入してください。

フリガナ オビヒロ イチロウ

氏名 帯広 市郎

生年月日 昭和 26 年 5 月 5 日

電話番号 (0155) 65-4120

※(例) 昭和 ×× 年 ○ 月 △ 日

受付印

### 1. 給与・年金収入

種類	支払者	収入金額	合計
給与	(株)〇〇工業	644,400	850,200
	××建設(株)	205,800	
公的年金	厚生労働省年金局(遺族年金 障害年金を除く)	700,300	2,150,300
	〇×連合会	1,450,000	

### 2. 所得から差し引かれる金額 (扶養に関するもの)

配偶者(特別)	配偶者(一般)	同一生計配偶者	扶養親族(18歳未満)	扶養親族(19歳以上)	障害者控除	基礎控除
帯広 美郷 (200,000)	帯広 彩 (200,000)	帯広 愛子 (0)	帯広 秀俊 (0)	帯広 彩 (0)	帯広 市郎 (0)	帯広 市郎 (0)

### 3. 所得金額調整控除に関する事項

氏名	生年月日	障害の程度	市記入欄
帯広 市郎	昭和26年5月5日	身体・精神障害・その他	1級

### 4. 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
帯広 彩	東京都×〇区1-1

### 5. 雑所得 (公的年金以外の雑所得)

種目	支払者	①収入金額	②必要経費	③所得金額
雑所得	〇△生命	1,000,000	950,000	50,000

### 6. 所得から差し引かれる金額 (本人に関するもの)

控除の種類	控除額
本人に障害がある障害の程度	3級
身体・精神障害・その他	3級
市記入欄	手帳・認定書・Web
寡婦控除	
死別・離別	
ひとり親控除	
勤労学生控除	

### 7. 所得から差し引かれる金額 (保険料等に関するもの)

控除の種類	控除額
医療費控除	118,500
医療費控除特例	87,742
控除額	30,758

### 8. 収入のなかった方の記入欄

住所	氏名	続柄	扶養の理由
×△市中央区大通1-1	帯広 太郎	父	3. 生活保護法による生活扶助を受けていた
			4. その他(病気・貯蓄等) 病気のため、職につけず貯蓄金を切り崩して生活していた。

### 9. 事業所得・不動産所得の内訳

項目	金額
売上(収入)金額	1,200,000
①収入合計	1,200,000
仕入金	
租税公課	200,000
修繕費	895,654
地代家賃	
水道光熱費	
通信運搬費	
②経費合計	1,095,654
①-②差引所得金額	104,346

### 10. 給与所得の内訳

(※日雇、アルバイト等で源泉徴収票のない方)

月	収
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
合計金額	

平成26年1月から、事業所得・不動産所得を有する全ての方が、記帳・帳簿等の保存制度の対象となりました。

### 11. 配当所得に関する事項

配当の支払者	支払確定年月	収入金額	負債の利子
(株)△×食品	R3・4	100,000	0

### 12. 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
3,000	

### 13. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

種目	①収入金額	②必要経費	③差引金額(①-②)	④特別控除額	⑤所得金額(③-④)
総合譲渡					
一時	3,000,000	2,000,000	1,000,000	500,000	500,000
合計	イ + [(ロ+ハ) × 1/2] = 250,000				

### 14. 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与(控除額)

### 15. 雑損控除に関する事項

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
火災	R3年3月23日	住宅・家財
損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
13,500,000	13,100,000	350,000

### 16. 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の住民税の納税方法

給与から天引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

### 17. 所得・控除の計算欄

所得の種類	金額
収入金額	2,150,300
所得金額	1,100,300
所得金額の合計①	250,000
所得控除額の合計②	574,516
所得割額	30,758
均等割額	3,145,484

### 18. 寄附金に関する事項

都道府県	寄附金額
北海道	
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	
茨城県	
栃木県	
群馬県	
埼玉県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
新潟県	
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	
京都府	
大阪府	
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
徳島県	
香川県	
愛媛県	
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長門県	
熊本県	
大分県	
鹿児島県	
沖縄県	

※課税台帳作成時に1〜16の記入内容を元に計算します。計算欄は申告受付時に補記しません。

給与収入850万円超の方で、以下の条件に該当する方は、所得金額調整控除が適用となります。

- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- ・納税義務者本人が特別障害者に該当する方
- ・特別障害者である同一生計配偶者、もしくは、特別障害者である扶養親族を有する方

給与収入850万円超の方で、他の納税義務者の方と重複するなどの理由で、「2. 所得から差し引かれる金額(扶養に関するもの)」に上記条件に該当する方を記入できない場合、こちらの欄に記入してください。(例：夫婦ともに給与収入850万円以上で、23歳未満の子がいる場合、扶養控除は片方だけの適用となりますが、所得金額調整控除の適用は夫婦ともに可能となります。)